公募型指名競争入札参加者の公募のお知らせ

次の指名競争入札に参加を希望する者は、下記により技術資料を提出してください。

令和 8年11月 4日

宇部市長　　篠　﨑　圭　二

記

1　業務の概要

業　務　番　号	第18号
業　務　名	第１０３－Ａ工区　東部浄化センター他　詳細実施設計委託
実　施　場　所	宇部市大字沖宇部　地内他
委　託　期　間	契約の日から令和 9年 3月18日まで
業　務　概　要	（実施設計） 土木設計　一式 機械設計　一式 電気設計　一式 （対象施設） ・東部浄化センター ・渡内川ゲート ・小串ポンプ場 ・神原ポンプ場

2　技術資料の提出者（入札参加資格）

技術資料の提出ができる者は、単体企業又は共同企業体（2者で構成するものに限る。）で、単体企業の場合は次の「地方自治法施行令」から「その他（１）」までの欄に掲げる要件のいずれにも該当する者とし、共同企業体の場合は次の「その他（２）」の欄に掲げる要件に該当する者とする。

地方自治法施行令	この公募の日から当該入札に係る落札者を決定した日までの間のいずれの日においても、地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の４第１項又は第２項に規定する者でないこと。
宇部市の登録業種	土木関係建設コンサルタント業務
営業所等の所在地	この公募の日までに本店又は営業所を山口県内に有していること。
指　名　停　止	この公募の日から当該入札に係る落札者を決定した日までの間のいずれの日においても、宇部市建設工事等の請負契約に係る指名停止措置要領に基づく指名停止を受けている者でないこと。
施　工　実　績	平成２３年４月１日から公告日の前日までの間に、元請負人（単独としての実績に限る。）として、国又は地方公共団体発注の業務委託で日本国内の公共下水道又は流域下水道の下水処理施設において、年間日平均処理量実績が３０，０００㎥／日以上の施設を対象とした実施設計に係る業務の実績を有すること。
配　置　技　術　者	設計業務の管理技術者及び照査技術者として、次のいずれかに該当する者を配置できること。 ア　技術士法（昭和５８年法律第２５号）による二次試験のうち、技術部門を上下水道部門（選択科目：下水道）に合格し、同法による登録を受けている者 イ　一般社団法人建設コンサルタンツ協会の行うＲＣＣＭ資格試験（下水道部門に限る。）に合格し、登録を受けている者 ウ　本業務における設計業務において、管理技術者及び照査技術者として指定されている国土交通省登録技術者資格を有する者 エ　ア～ウまでと同等の能力と経験を有する者
そ　の　他	１　建設コンサルタント登録規程（昭和５２年建設省告示第７１７号）による、下水道部門の登録を受けていること。 ２　共同企業体（２者で構成するものに限る。）の場合は、次に掲げる要件のいずれにも該当する者であること。 ア　共同企業体の各構成員は、上記の「地方自治法施行令」から「その他（1）」までの欄に掲げる要件に該当する者であること。 イ　各構成員の出資比率が３０パーセント以上であり、代表者の出資比率は構成員中最大であること。また、構成員のいずれもが本業務において単体企業での申請をしていないこと及び他の共同企業体の構成員でないこと。

3　契約条項を示す場所
　宇部市総務部契約監理課

4　技術資料の提出
(1)　申請方法　　宇部市電子入札システムを使用すること。
　また、次表の提出欄において○が付されている書類を、添付すること。なお、その審査結果を提出期間終了後、約2週間後にメールで通知する。

ア　単体企業で申請する場合

提出	書類
○	同種・類似業務の施工実績調書（様式第２号）
○	技術者の資格・業務経験調書（様式第３号）
○	技術者の資格及び雇用関係を有することを証するものの写し

イ　共同企業体で申請する場合

提出	書類
○	同種・類似業務の施工実績調書（様式第２号）
○	技術者の資格・業務経験調書（様式第３号）
○	技術者の資格及び雇用関係を有することを証するものの写し
○	共同企業体協定書の写し
○	委任状
○	使用印鑑届

(2)　提出期間　令和 8年11月 4日　午前8時30分　から
令和 8年11月13日　午後5時00分　まで　（土日祝日等を除く。）

5　設計図書配布方法　宇部市入札情報公開システムからダウンロードすること。
　設計図書の閲覧は、パスワードの入力を要するため、「設計図書ダウンロードのためのパスワードについて」で通知したパスワードを入力して設計図書をダウンロードすること。

6　質問方法等
　業務内容に関する質問は、「工事（業務）内容質問書」（様式は宇部市ウェブサイトからダウンロード可能）によりメールにて提出すること。（メール送信時には、必ず開封確認の要求機能を使用すること。開封確認メッセージが届かない場合は、提出先に確認を行うこと。）なお、質問は、４(1)に掲げる書類を提出期間内に提出した者に限る。
　質問回答は、宇部市入札情報公開システムに掲載するので、該当のページからダウンロードすること。
　また、再質問は当初の質問回答に係るもののみとする。
　ア　質問期間　令和 8年11月16日　午前8時30分　から
　　令和 8年11月18日　午後5時00分　まで
　イ　提出先　　宇部市土木建設部下水道施設課
　　メールアドレス（gesuisisetu@city.ube.yamaguchi.jp）
　ウ　質問回答　令和 8年11月26日
　エ　再質問期間 令和 8年11月26日　午前8時30分　から　午後5時00分　まで
　オ　再質問回答 令和 8年11月30日

7　入札方法等
(1)　入札方法　　宇部市電子入札システムを使用すること。
(2)　入札保証金　免除する。
　ただし、納付が必要である者については、後日通知する。
(3)　入札書提出期間 令和 8年11月30日　午前8時30分　から
　令和 8年12月 2日　午後5時00分　まで　（土日祝日等を除く。）
(4)　無効入札　　入札の心得５各号に該当する入札は、無効とする。
(5)　再度入札　　再度入札は、別途通知において指定する期限までに宇部市電子入札システムを使用して行うこと。
　再度入札は最大２回までとする。
　初度入札において、無効入札とされた者又は最低制限価格に満たない者は、再度入札に参加できないものとする。また、２回目の再度入札においては、１回目の再度入札において無効入札とされた者又は最低制限価格に満たない者は、参加できないものとする。

8　開札日時及び場所
(1)　日時(予定)　令和 8年12月 4日　午前9時00分
(2)　場所　　宇部市役所　入札室（３階）

9　落札者の決定方法
　宇部市財務規則（昭和４４年規則第４号）第１１９条の規定に基づき定められた予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする（最低制限価格を下回る入札を除く。）。

10 その他
(1)　落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の１００分の１０に相当する額（その額に１円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は、見積もった契約金額の１１０分の１００に相当する金額を入札書に記載すること。
(2)　落札決定後、契約締結までの間に落札した者が、入札参加の資格制限又は指名停止を受けた場合は、契約を締結しない。
(3)　この工事は、「宇部市電子契約実施要領」に基づく電子契約の対象であるため、希望により電子契約の方法によることができる。
(4)　詳細については、宇部市総務部契約監理課（電話0836-34-8183）に問い合わせること。

宇部市告示第　226　号

地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の１１第２項の規定により、次の業務に係る公募型指名競争入札に参加する者に必要な資格（以下「入札参加資格」という。）及び当該入札参加資格の審査の申請の時期、方法等について次のとおり定めた。

令和 8年11月 4日

宇部市長　篠　﨑　圭　二

1　業務名　　第１０３－Ａ工区　東部浄化センター他　詳細実施設計委託

(1) 実施場所　　宇部市大字沖宇部　地内他

(2) 業務概要　　（実施設計）
土木設計　一式
機械設計　一式
電気設計　一式
（対象施設）
・東部浄化センター
・渡内川ゲート
・小串ポンプ場
・神原ポンプ場

2　入札参加資格

入札に参加できる者は、次に掲げる要件に該当する共同企業体（2者 で構成するものに限る。）とする。

共同企業体の構成員のいずれもが次に掲げる要件のいずれにも該当する者であること。

(1)　建設工事等の契約に係る一般競争入札又は指名競争入札の参加資格の審査に関する告示（令和６年宇部市告示第２２５号。以下「告示」という。）３の(2)の規定により認定された一般競争入札及び指名競争入札参加資格が土木関係建設コンサルタント業務であること。

(2)　出資比率が　３０ パーセント以上であること。

3　入札参加資格の審査

(1) 共同企業体入札参加資格確認申請

入札参加資格の審査を受けようとする者は、告示５の(1)に規定する次に掲げる書類を提出しなければならない。

ア　共同企業体協定書の写し

イ　委任状

ウ　使用印鑑届

(2) 提出方法

申請書等は、共同企業体の代表者が宇部市電子入札システムを使用して提出するものとする。

(3) 提出期間

令和 8年11月 4日　午前8時30分　から

令和 8年11月13日　午後5時00分　まで

(4) 入札参加資格の審査結果の通知方法

審査結果を提出期間終了後、約2週間後に通知する。

4　その他

この審査についての問い合わせは、宇部市総務部契約監理課（電話0836-34-8183）にすること。